

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 7件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水ポンプ吐出ヘッダ圧力計点検において、当該圧力検出器の端子台、ケーブル、端子及びアンプ部に(津波の被水による)腐食が認められたため、当該計器を交換。	GⅢ	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査において、非常用ディーゼル発電機(A)を起動させたところ、「動弁注油圧力低」の警報発生が認められたため、当該検査を一時中断。原因調査により、現場環境温度が低いために当該警報発生に至った(潤滑油粘度の影響)と推定されたことから、当該検査要領書の想定内事象に反映。	GⅢ	
3	2号機	高圧炉心スプレー系直流125V設備点検において、9台のバッテリー液の比重が管理目標値より低いことが認められたため、当該バッテリー液を補充。	GⅢ	
4	4号機	残留熱除去機器冷却水ポンプ(C)吸込圧力指示計点検時において、計器校正精度外れと指示計(針)の引っかかり事象(津波の被水による計器内部腐食のため)が認められたため、当該計器を交換。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	低電導度廃液サンプルポンプB軸受部において、異音の発生が認められたため、当該軸受部を点検。	GⅢ	
6	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋制御室2号設備用高電導度廃液系受ポンプBグラフィック表示パネルにおいて、シール水供給元弁の開表示灯が点灯していない事象(当該弁現場開確認)が認められたため、当該表示灯を点検。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	海水系設備の防蝕塗装作業において、作業終了後、残塗料(防蝕塗料と硬化剤を混合した未使用分)を缶に入れ、業務車両に積み発電所を退構する際に、暖房中の車内に置いた残塗料缶より発熱、塗料の蒸気の発生(車内の作業員の体調に影響なし)が認められたため、対応策を検討。	GⅡ	